

● 集団移転事業の近況について②

(2) 長内町元木沢地区



(上) 井上岩手復興局長あいさつ
(右) 鍬入れの様子



● 復興事業等に関するお問い合わせ先

久慈市役所 総務部 復興推進課
住所 〒028-8030 久慈市川崎町1-1
TEL 0194-54-8005 (直通)
FAX 0194-52-3653
E-Mail fukkou@city.kuji.iwate.jp

久慈市の復興に関するご意見等をお寄せください。
今後の復興通信に掲載を予定しています。

復興通信 第4号

平成25年6月21日
発行・編集 : 久慈市総務部復興推進課

復興通信第4号では、住宅再建に向けた新たな支援策や集団移転用地造成工事の安全祈願祭の様子についてお知らせします。

久慈湊・大崎地区と長内町元木沢地区の集団移転用地造成工事安全祈願祭が5月24日、それぞれの造成予定地で行われました。

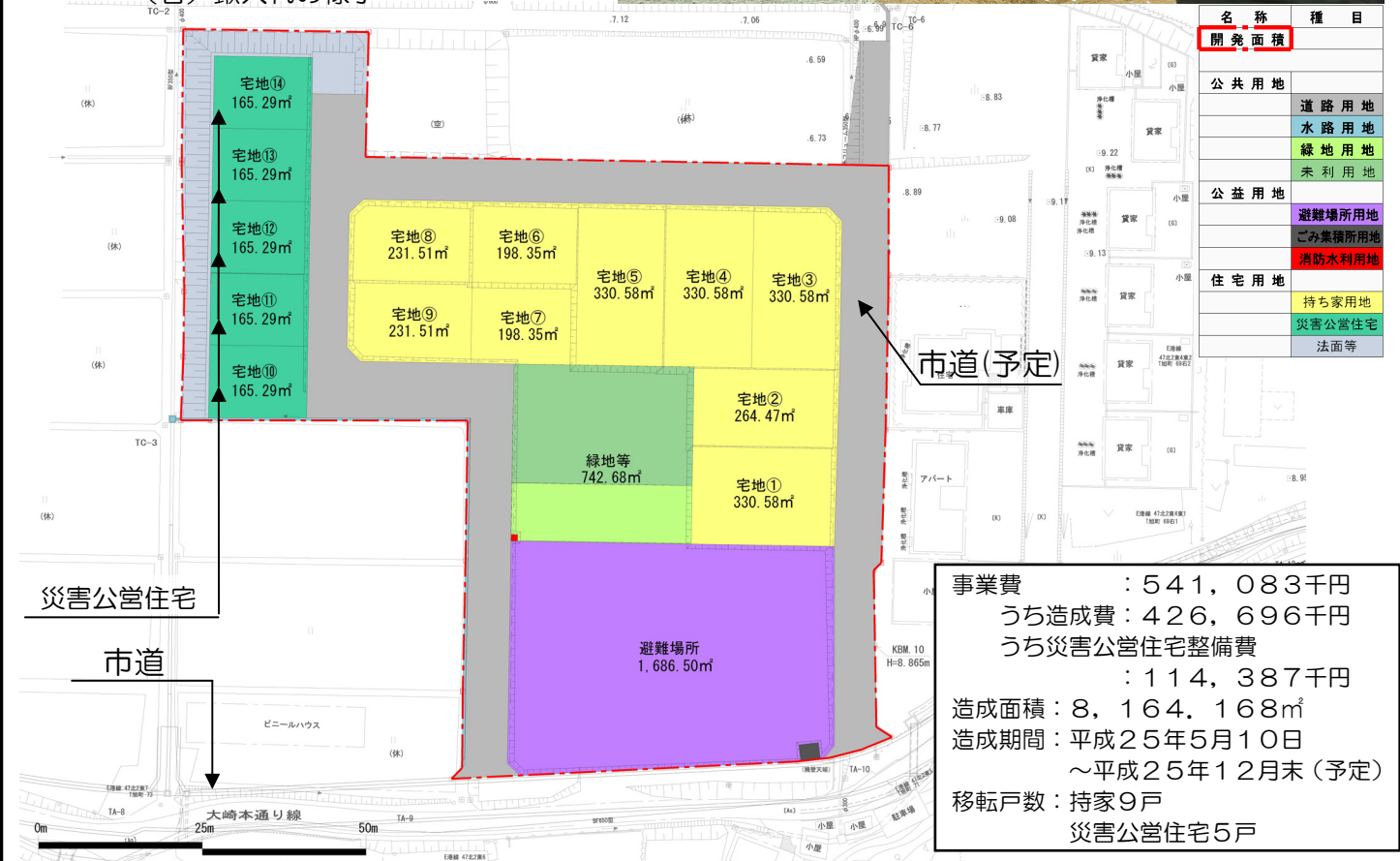
山内隆文市長、井上明復興庁岩手復興局長、宇賀神義宣水産庁漁港漁場整備部長のほか、久慈市議会、町内会の方々など多くの方が出席しました。造成工事は久慈湊・大崎地区は12月下旬、長内町元木沢地区では11月下旬の完成を予定しており、久慈湊・大崎地区では災害公営住宅5戸、持家9戸、長内町元木沢地区では災害公営住宅3戸、持家2戸が建築される予定です。

● 集団移転事業の近況について①

(1) 久慈湊・大崎地区



(上) 山内市長あいさつ
(右) 鍬入れの様子



久慈市が新たに設けた支援制度

被災された住宅の再建に向けて、これまでの支援制度に加え、新たな支援制度を定めました。

支援制度は発災時までさかのぼって適用しますので、既に新築（購入）した方や補修工事を行った方も利用できます。

支援制度に関する申請、お問い合わせは、それぞれの担当窓口までお願いします。

◎事業期間：

平成 29 年 3 月末までです。

◎県内の他市町村からの転入者も対象とします。

■既存の支援制度

- 被災者生活再建支援金
- 被災者住宅再建支援事業補助金
- 生活再建住宅支援事業補助金
- 浄化槽設置補助金
- 太陽光発電システム導入補助金
- 住宅リフォーム奨励補助金

■担当窓口

社会福祉課 0194-52-2119

建築住宅課 0194-52-2120

1 住宅を新築・購入した場合

支援策	事業概要	条件等	支援額（最高額）	担当窓口
被災者住宅再建支援事業補助金(追加分)	住宅の新築・購入に対する補助	被災者生活再建支援金（加算）を受給し新築・購入した場合 複数世帯・単数世帯とも同額	上限200万円	社会福祉課
引越経費助成	被災地の住宅から仮の住宅への移転経費、仮の住宅から定住するための住宅への移転経費に対する補助	1回あたり10万円を限度額とし2回まで業者（引越・レンタル）への支払い経費が対象	上限20万円	社会福祉課
土地かさ上げ・よう壁工事費助成	土地のかさ上げ、よう壁の設置工事費に対する補助	工事費の9割。被災宅地への新築に限る。 生活再建住宅支援事業補助金（被災宅地復旧）と併用可能	上限100万円	建築住宅課
土地購入経費助成	宅地の購入に対する補助	被災者生活再建支援金（加算）を受給し新築・購入した場合	上限100万円	社会福祉課

2 住宅が全壊、大規模半壊で補修した場合

支援策	事業概要	条件等	支援額（最高額）	担当窓口
被災者住宅再建支援事業補助金(追加分)	住宅の補修に対する補助	被災者生活再建支援金（加算）を受給し補修した場合、 応急修理制度52万円を差し引いた残額分が対象 複数世帯・単数世帯とも同額	上限100万円	建築住宅課
引越経費助成	被災地の住宅から仮の住宅への移転経費、仮の住宅から定住するための住宅への移転経費に対する補助	1回あたり10万円を限度額とし、2回まで業者（引越・レンタル）への支払い経費が対象	上限20万円	社会福祉課
土地かさ上げ・よう壁工事費助成	土地のかさ上げ、よう壁の設置工事費に対する補助	工事費の9割 生活再建住宅支援事業補助金（被災宅地復旧）と併用可能	上限100万円	建築住宅課

3 住宅が半壊、一部損壊で補修した場合

支援策	事業概要	条件等	支援額（最高額）	担当窓口
被災者住宅再建支援事業補助金(追加分)	住宅の補修に対する補助	「半壊」を対象（一部損壊は対象外）。申請回数2回まで。 補修費（2回の合計）から応急修理制度52万円もしくは生活再建住宅支援事業補助金（住宅補修）の30万円を差し引いた残額分が対象 複数世帯・単数世帯とも同額	上限50万円	建築住宅課
引越経費助成	被災地の住宅から仮の住宅への移転経費、仮の住宅から定住するための住宅への移転経費に対する補助	1回あたり10万円を限度額とし、2回まで業者（引越・レンタル）への支払い経費が対象	上限20万円	社会福祉課
土地かさ上げ・よう壁工事費助成	土地のかさ上げ、よう壁の設置工事費に対する補助	工事費の9割 生活再建住宅支援事業補助金（被災宅地復旧）と併用可能	上限100万円	建築住宅課

4 民間賃貸住宅に入居した場合

支援策	事業概要	条件等	支援額（最高額）	担当窓口
引越経費助成	被災地の住宅から仮の住宅への移転経費、仮の住宅から定住するための住宅への移転経費に対する補助	1回あたり10万円を限度額とし、2回まで業者（引越・レンタル）への支払い経費が対象	上限20万円	社会福祉課
賃貸住宅の家賃助成	家賃に対する補助5年間分	家賃の5割以内で、3万円まで	上限180万円	建築住宅課

5 災害公営住宅に入居した場合

支援策	事業概要	条件等	支援額（最高額）	担当窓口
引越経費助成	被災地の住宅から仮の住宅への移転経費、仮の住宅から定住するための住宅への移転経費に対する補助	1回あたり10万円を限度額とし、2回まで業者（引越・レンタル）への支払い経費が対象	上限20万円	社会福祉課
災害公営住宅の家賃助成	家賃に対する補助5年間分	家賃の5割以内で、2万円まで	上限120万円	建築住宅課